

第四十回国会 衆議院 外務委員會議録 第五号

昭和三十七年二月二十一日(水曜日)

午後零時二分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事戸叶 里子君 理事森島 守人君

池田 清志君 宇都宮徳馬君

宇野 宗佑君 大久保武雄君

正示啓次郎君 田澤 吉郎君

竹山祐太郎君 床次 徳二君

福家 俊一君 黒田 壽男君

田原 春次君 穂積 七郎君

松本 七郎君 受田 新吉君

川上 貫一君

出席國務大臣

外務 大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

外務事務官 (大臣官房長) 安藤 吉光君

外務事務官 (アメリカ局長) 中川 融君

外務事務官 (条約局長) 高木 廣一君

外務事務官 (移住局長) 高木 廣一君

委員外の出席者

外務事務官 中山 賀博君

(経済局長) 佐藤 敏人君

専門員 佐藤 敏人君

二月十九日

委員古川丈吉君辭任につき、その補

欠として高橋達之助君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員高橋達之助君辭任につき、その

補欠として古川丈吉君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員高橋達之助君、濱地文平君、勝岡田

清一君及び受田新吉君辭任につき、

その補欠として大久保武雄君、宇野

宗佑君、田原春次君及び西村榮一君

が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇都宮徳馬君、田原春次君及び

西村榮一君辭任につき、その補欠と

して濱地文平君、勝岡田清一君及び

受田新吉君が議長の指名で委員に選

任された。

二月二十一日

理事床次徳二君同日理事辭任につ

き、その補欠として古川丈吉君が理

事に當選した。

二月二十日

ドミニカ国ネイバ地区引揚者の更生

に関する請願(赤澤正道君紹介)(第

一二九二号)

同(小泉純也君紹介)(第二二九三号)

同外一件(澁谷直藏君紹介)(第二二

九四号)

同(古井喜實君紹介)(第二二九五号)

同(木村守江君紹介)(第二二四七号)

同(門司亮君紹介)(第二二四八号)

同(米山恒治君紹介)(第二二四九号)

同(小笠公昭君紹介)(第二二五〇号)

同(中村寅太郎君紹介)(第二二五〇号)

同(二階堂進君紹介)(第二二五〇号)

同(山中貞則君紹介)(第二二五〇号)

同(安藤覺君紹介)(第一四八六号)
同(坊秀男君紹介)(第一六八〇号)
は本委員会に付託された。

なお、理事の辭任に伴う補欠選任に
つきましては委員長に御一任を願いた
いと存じますが、いかがでございま
しょう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議がないようであ

りますから、委員長は理事に古川丈吉

君を指名いたします。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題とし、政府側より提案理由の

説明を聴取いたします。外務大臣。

(目的)

第一条 海外技術協力事業団は、ア

ジア地域その他の開発途上にある

海外の地域(以下「アジア等の地

域」という。)に対する条約その他の

国際約束に基づく技術協力の実

施に必要な業務を効率的に行なう

ことを目的とする。

(法人格)

第二条 海外技術協力事業団(以下

「事業団」という。)は、法人とす

る。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都

に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円

とし、政府がその全額を出資す

る。

2 政府は、必要があると認めると

きは、予算で定める金額の範囲内

において、事業団に追加して出資

することができる。

3 事業団は、前項の規定による政

府の出資があつたときは、その出

資額により資本金を増額するもの

とする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めると

ころにより、登記しなければなら

ない。

2 前項の規定により登記しなけれ

ばならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第九条 会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の内命)

第十条 会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十一条 会長、理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の内命)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)

(役員の内命)

第十三条 外務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務

大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(職員の内命)

第十六条 事業団の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の内命)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができ

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第十九条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認

可を受けて、会長が任命する。

2 委員の内命は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ

る。

4 第十三条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国の委託を受けて、次の業務を行なうこと。

イ アジア等の地域からの技術研修員に対し技術の研修を行なうこと。

ロ アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと。

ハ アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行なうこと。

ニ アジア等の地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。

二 前号イの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十一条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、経常上利益を生じたときは、

前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十六条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金を受けることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第二十七条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十八条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、外

務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

第三十一条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十二条 外務大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十三条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議等)

第三十四条 外務大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十八条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項、第二十八条又は第三十条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、第二十条第一項第一号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(交付金の交付)

第三十五条 国は、事業団に対し、予算の範囲内で、事業団の業務の運営のために必要な経費の一部に相当する金額を交付することができる。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をし

た事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の命令に違反したとき。

第三十八条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 外務大臣は、事業団の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、それぞれこの法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 外務大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 事業団は、設立の登記をするることによつて成立する。

(社団法人アジア協会からの引継ぎ)

第七条 昭和二十九年六月三十日に設立された社団法人アジア協会(以下この条において「社団法人アジア協会」という。)は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、事業団においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に、社団法人アジア協会に承継されるものとし、社団法人アジア協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中

法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第二十五条第一項の積立金と区別して、積み立てなければならない。

5 第三項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第八條 附則第七條第三項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第九條 この法律の施行の際現に海外技術協力事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十條 事業団の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十三條中「毎事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第十二條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に、「海外技術協力事業団」を加え、同条第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七ノ四 海外技術協力事業団ガ海外技術協力事業団法第二十條第一項第二号ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶(水産業ノ研修ノ為ニ直接使用スルモノニ限ル)ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第十三條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ五ノ二の次に次の一号を加える。
九ノ五ノ三 海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第十四條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十五條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第三号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項三号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)
第十七條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「労働福祉事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(外務省設置法の一部改正)
第十八條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十條の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 海外技術協力事業団を監督すること。

○小坂国務大臣 海外技術協力事業団

法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

わが国の対外技術協力は、技術研修員の受け入れ、専門家の派遣、海外技術協力センターの設置、運営、公共的な開発計画に関する基礎的調査の実施等、さまざまな形でアジア地域を初めとする開発途上にある諸地域に対して実施して参つたのであります。

この技術協力の第一義的な目的は、一言で申し上げますれば、開発途上にある諸国の経済的社会的発展に資するため知識及び技能を伝達または提供することにあるのであります。

最近においては、特に開発途上にあり諸国に対する経済協力が世界経済の発展と国際政治の安定のために不可欠のものであることが世界的にも強く認識され、一九六〇年代は開発援助の時代であると言われております。

中でも、開発途上にある諸国の一般的技术水準の向上と開発計画に関する基礎的調査がこれ等諸国に対する資本協力の効果をあげるために不可欠であることが再認識され、技術協力の重要性が国際的にもその比重をともに増大しております。

従来わが国がコロンボプラン地域等を中心として行なつておりました技術協力は、昨年のコロンボ計画協議委員会においても非常に高くその成果を評価されておられ、今後ともわが国の技術がこれら開発途上にある諸国の経済的発展に寄与することが国際的にも期待されている次第であります。

このような諸般の情勢からいたしまして、技術協力はわが国の重要な施策の一環として今後ともなお一層拡充強化して参らねばならないと考えるものであります。

このような見地から、アジア地域その他の開発途上にある諸地域に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なわせるため、この法律に基づく特殊法人としての海外技術協力事業団を設置することといたしたい所存であります。

次に、法案の内容につきまして、その概略を御説明いたします。

第一章総則におきましては、海外技術協力事業団の目的、法人格、事務所、資本金等について規定いたしておりますが、事業団の資本金につきましては、当初これを二億圓とし、政府間ベースの技術協力という事業の性格からいたしまして、政府がその全額を出資することとし、政府は、必要と認めるときは、予算の範囲内で、事業団に追加出資をすることができるとい

たしております。

第二章役員及び職員におきましては、事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事四人以内を置くこと、会長、理事長及び監事は外務大臣が任命し、理事は会長が外務大臣の認可を受けて任命すること、その他役員の任期、欠格条項、解任、兼職禁止、職員の任命等について規定いたしております。

第三章運営審議会におきましては、事業団に、会長の諮問に應じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議

する運営審議を置くこと、運営審議会は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験のある者のうちから、外務大臣の認可を受けて会長が任命する委員十五人以上以内で組織すること等を規定しております。

第四章業務におきましては、事業団は、アジア等の地域からの技術研修員に対する技術研修を行なうこと、アジア等の地域に専門家を派遣して技術協力を行なうこと、アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行なうこと、アジア等の地域における公共的な開発計画に關し基礎的調査を行なうこと、を国の委託業務として行なうほか、技術研修員のための研修施設及び宿泊施設の設置運営、これらの付帯業務並びにその他事業団の目的を達成するため必要な業務として外務大臣の認可を受けた業務を行なうこと等を規定いたしております。

第五章財務及び会計におきましては、事業団の事業年度、事業計画、資金計画及び収支予算、財務諸表、短期借入金、余剰金の運用等について規定いたしております。

第六章監督におきましては、事業団は、外務大臣が監督すること、その他外務大臣の監督権限について規定いたしております。

以上のほか、本事業団の業務の運営につきましては、関係各省の協力がぜひとも必要でありますので、大蔵大臣その他の関係大臣との協議を規定し、さらに、事業団に対する交付金の交付及び必要な罰則について第七章難則、第八章罰則の各章において規定いたしております。

ております。なお、附則におきましては、事業団の設立手続、社団法人アジア協会からの引き継ぎ、税法上の特例措置等について必要な規定を定めております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○森下委員長 ただいま提案説明を聴取いたしました海外技術協力事業団法案、及び、日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件、特別問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定の締結に代わる協定の締結について承認を求めるとの件、国際民間航空条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるとの件、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるとの件、以上五件を一括議題として、質疑を行ないます。森島守人君。

○森島委員 本委員会において審議せらるべき条約、法律案等の日程表は事務局からお出しの通りでございます。そのうちで、すでに提案説明のありましたアルゼンティンとの通商航海条約に關しまして、私は質問したいと思っております。

小坂外務大臣は、昨年の暮れアルゼンティンの外務大臣が参りました際に、通商航海条約のみにとどまらず、その他に二、三の取りきめ並びに協定等に調印をせられたと私は了解しておりますが、この点はいかがでございますか。

○小坂國務大臣 その際、通商航海条約に調印いたしましたほかに、移住協定がございました。さらに、食肉に關する協定、それから海運の所得に對する課税の相互免除に關する取りきめについて調印いたしました。

○森島委員 別にあげ足はとるつもりはないのですが、もう一つ取りきめについて調印になっておりませんか。

○小坂國務大臣 三カ月以内の査証の免除の取りきめでございます。

○森島委員 私は、二つの協定と二つの取りきめに調印された、こう了解しておりますが、これらは、本委員会に御提出になる、すなわち国会の審議に付される意向があるのかないのか。この間日程表はいただきましたが、その中には一件も掲げられておりません。この点について外務大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○小坂國務大臣 御提出申し上げているもの以外については、国会において御審議をいただくに、そのまゝ有効な行政取りきめ、かように考えております。

○森島委員 それでは、私はお伺いたしますが、ブラジルとの間における移住協定は、昨年の秋だと記憶しておりますが、すでに国会の審議を了しております。しかし、移住協定というもののについてアルゼンティンとの間に署名しながら、それをお出しにならぬ理由はどこにあるのでございませうか。

○中川政府委員 ブラジルとの移住協定は国会で御承認を得たこと、御指摘の通りでございます。しかし、それ以外にも、日本は、たとえばパラグアイとの移住協定等ございしますが、これは国会の御承認を得ていないのでござ

います。今回のアルゼンティンとの移住協定も国会の御承認を得ない扱いとしたのでございしますが、その理由は、国会の御承認を得ない方の移住協定は、先方の義務を規定するだけでございます。日本側としては、いわゆる法律事項に該當するような義務というものはないのでございませう。ブラジルの場合は、これに反しまして、双方がお互いに義務を負うという格好になっておるわけでございます。アルゼンティンの場合は、日本側でやりますことは、政府の行政権の範囲内において移住する人に関する便宜を供与するということだけがきめてありますので、従って、これは国会の御承認を得る必要のない、いわば行政協定と申しますか、その限りでは行政協定という取り扱いをしておるわけでございます。

○森島委員 私は今のような抽象的な御説明では満足できません。ブラジルその他の移住協定は国会にかけておきながら、アルゼンティンのやつだけを国会にかけぬという理由を承知するためには、移住協定それ自体をこの国会へお出しになって、そして御説明を求めたいと思つてございませう。外務大臣の御所見を伺いたいと思つております。

○小坂國務大臣 ただいま正式のそういう御要求でございますから、参考資料として配付申し上げますと同時に、また、当委員会以外の場所におきまして御説明をさせていただきますと思つております。

○森島委員 移住協定は外務委員会にかかるとは当然でございます。それを当委員会以外の委員会とおっしゃるのは、どこでどういうふうにお

やりになるわけでございますか。

○小坂國務大臣 当委員会以外の委員会とは申し上げておりません。当委員会において御審議願うものはここに御提出申し上げておりますが、参考でございますから、当委員会を開いてでなく、いろいろ森島さんや岡田さん等によく御説明を申し上げたい、こういうことでございませう。

○森島委員 しかし、法律的に、戸田さんやあるいは岡田さんに説明するといふのは筋違いです。これは参考でもいいから委員会へお出しになって、私たちの納得のいくような御説明を求めたいというのが私の趣旨なんです。私は、移住局長を今呼んでおりますから、移住局長からでも詳しく御説明を得たい。抽象的ではだめです。具体的に、どういふところが日本の権利だけに關連しておるのか、日本の義務に影響するところがないのだという趣旨の御説明をいただかなければ、私はこれ以上は話を進めることはむづかしいのではないかと存じております。

○小坂國務大臣 実は、当委員会に非常によく法律家の御審議を願っております。委員会の御審議の日程の都合等もございませうと思つて、私は、皆さん方の御都合のよいときを見て、今私が申し上げたのは社会党の理事の皆さんでございますから、社会党を代表する理事の皆さんに對しまして御相談を申し上げ、御説明を十分申し上げさせていただきます、こういうふうにいけませんでせうか。

○岡田(春)委員「議事進行」と呼ぶ「森下委員長 議事進行について発言

を許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 きょうは条約は四件かかっている。その中にアルゼンチンとの通商航海条約も入っていることはおわかりの通りです。それなのに、きょうは、移住局長、経済局長は来ていない。これは一体どういうわけなんですか。外務省の方は局長関係としてはもうこれだけしかお出にならないのかどうなのか。それではわれわれの方の審議にも支障を生ずるわけですから、これはどういうようになっているのか、はつきりしていただきたいと思っています。

○森下委員長 ただいま経済局長と移住局長を呼んでおります。ただいま参ります。

○森島委員 それでは、移住局長と経済局長のお見えになるまで質問をやめるといふことはいたしません、おいでになりましたら詳しく内容について御説明を承って、はたして日本人の義務に影響するところがないかあるかという点については、私たちは詳しく御説明を聞かなければ、外務省の官僚だけで、これを出していいのだ、これを出して悪いのだというふうな勝手な取り扱いは、私は国会といたしまして許すことはできぬと思ひます。今後幾多の条約も出ると思ひますので、私は、この際をうけうけふうなことに對する特殊な機關を何か作られる必要があるのではないかと、こう思つておるのでございます。そうしなければ、条約案だけは外務省官僚で勝手にやるといふことでは、国会の審議につきましても重大な影響があると私は思つておるのでございます。御所見を承りたいと思います。

○小坂國務大臣 実は、私といたしましては先ほど申し上げたような考え方を持っておるのでございますが、森島委員からそういう御要求があり、当委員会においてさうなことに政府としては従う考えでございます。

○森島委員 それでは、今後、この種の条約をかけるかぬということについては、何らかの機關、国会内の機關で御審議を願つて、その上で、この条約はかける、この条約はかけないということを……。(それはおかしい)と呼ぶ者あり)今外務大臣は従いますと言いました。これは政府限りでやつては国会の權威を阻害いたします。国会の審議權に對して大きな影響を与えると思ひますが、この点重ねてお伺ひいたします。

○小坂國務大臣 これはかける、この法律案の御審議を願うというふうなことは、これは政府が決定いたしました。これは国会へ出すわけでございます。これこれの法案が出る、条約案が出るということは、もうこの国会が始まりました当初から御相談を申し上げておるわけでございます。今そういうお話があらためて出てきたわけでございますが、政府といたしましては、その御要求を承りまして、先ほど申し上げたように、参考としてそれを御送付申し上げ、説明の御要求がございすればそれについて御説明申し上げる、こういうことだと思ひます。

○森島委員 参考としてお出しになるというお話ですが、はたして權利義務に影響を及ぼすかといふ点につきましましては、移住局長等の説明を十分に徴さなければ私たちは納得ができません。

い。常識から考えましても、移住協定たるものをかけるかぬを外務官僚だけで御決定になるといふのでは、私は將來に相当及ぼす影響が多いと思ひます。私は、さう言ひなら一つ例をあげます。阿波丸事件はどうですか。あの協定のごときは憲法によつて當然国会にかくべきものだと思ひます。確信いたしておる。それを、政府は国会が了解したのだといふことで国会の審議に何ら付さないではおかむりしていくというがごときは、これは、自民党の諸君も、国会の權威を阻害したものと私と同感だろふと思ひます。これのこときはいづれ問題になると思ひます。阿波丸事件に對する外務大臣の説明を求めたい。

○小坂國務大臣 先ほど申し上げましたように、このアルゼンチンとの移住協定の問題は、これももうすでに理事の各位にはさうな方針であるといふことは申し上げておるわけでありまして、この国会が始まりましたときからこの理事會に外務省として申し上げておることでございますので、今あらためてのお話でございますから、そういうふうにした、こういうことでありま

す。今の御質問の阿波丸のことでございますが、(何をやりましたか、移住協定問題なんか全然触れてない)と呼ぶ者あり)——どういふ協定が出るかといふことは申し上げてあるはずでございます。阿波丸の請求權の處理につきましましては、これは、何回も、本會議でも申し上げ、あるいは當委員會でもお触れになったことでございますが、昭和二十四年四月六日に衆參兩院におきまして可決された同文の決議により

まして、こういうことを政府はやれ、こういう御決議がございましたので、政府は米國政府と交渉して協定を結びましたわけでございます。国会の御決議は、さういふ協定を結んで国会に報告せよといふことでございしたから、その趣旨に従つて、その同年四月十四日に協定を結んだ次第を、国会に報告したものでございます。すなわち、国会の御要求、御決議の次第に従つて政府は行動し、その結果、次第を国会に報告した、こういうことでございします。何も政府が勝手にやつたのじゃないわけでございます。これは御承知の通りであります。

○森島委員 その点はいずれ後日問題になると思ひますが、外務大臣としては、憲法の條章通りにやる御決意なのか、あるいは国会の決議があつたからそれで済んだのだといふふうな手輕におやりになるのか。それは憲法上の問題として將來大きな惡例を残すと思ひます。重ねて御意見を伺ひたい。

○小坂國務大臣 政府といたしましては、国会の事前の授權があつたわけですから、こういうことをやれといふことを政府に授權されたので、その授權を締結したのであつて、少しも憲法違反とは考へておりません。そういうことを授權する方がいかに悪いかといふことは国会がおきめになることでございまして、悪いといふことをなさらなければ、国会はさういふことをなさらなければよろしい、こういうことかと思ひます。

政府としてとるべき態度であると私は確信いたしておるのでございます。この点、いづれ後日論議の對象になると思ひますから、お含みおき願ひたいと思ひます。

次に、もう一点だけ。これはかねて私疑問に思つておつた点ですが、条約案の審議に關連しまして一つ御説明を求めたいと思ひます。と申しますのは、通商航海條約が国会の審議に付されることは當然であります。しかしながら、通商航海條約は、貿易に關する点におきましては、ややもいたしますと抽象的な事項が多いのじゃないかと私は思つてゐるのです。これの實質的な内容を作るものが貿易協定だろふ、こゝ私は存じておるのでございます。

これまでの慣例を見ますと、貿易協定については政府は一件も國會の審議に付議されておらないのであります。私は、貿易協定こそ國會の審議に付議すべきものだ、こゝ存じておるのでございます。たとえば、最近、昨年の暮れで、すか調印せられました日英貿易協定のごときは、その内容が非常に重大でございまして、この具體的な内容を國會の審議に付議されたい以上、私たちがとしては納得いかぬと思つておるのでございまして、貿易協定を何ゆゑ國會の審議に付議せられないのか、この点について条約局長と通商局長から御説明を求めたいと思ひます。

○中川政府委員 御指摘の通り、貿易協定は國會の御承認を得ない仕方になつてやつてきておるのでございします。その理由は、貿易協定といふのは、御承知のように、兩國間の大体毎年度における貿易の量、品目等についてお互いに約束し合うといふものでござい

さいいます。その内容もいろいろございまして、単にこの程度のものに両方でできるだけ貿易量を達成せしめるようにしようというだけの、いわば目標額を掲げた場合もございいます。あるいは、さらに具体的な数量としてこまごま出そうというふうな意味の約束をするものもございいます。しかし、いずれにいたしましても、それは、政府が現行の国内法令に基づきましてある程度貿易を管理規制する権限があるのございしますが、その範囲内でいざ政府の行政措置としてやり得る限度のことをお互いに約束するというのがその原則でございいます。従いまして、それ以上のこと、国内法で言えば新たに法律を要するような事項、あるいは新たに財政措置を要するような事項、こういうものをきめておるのは貿易取りきめではないのでございまして、その意味で、これは政府のすでに与えられておる権限内でのことを取りきめる国際約束であるということから、これは国会の御承認を得ないで、いわば行政措置として実施しておるわけにございいます。これに反しまして、通商航海条約は、あるいは関税のことでありまして、根本的なことをきめております。ある意味でそれは国内法を改正する効力もあるものでございいます。あるいは将来の国内法のいわばスタンダードをきめるというにもなるのであります。これは当然国会の御承認を得なければならぬ条約である、憲法七十三條にいう条約である、かような取り扱いにいたしておるわけにございいます。

と云おうと、いやしくも国民の権利義務に關係するものについては国会の審議に付するというのが従来の条約局長の解釈でございまして、私、この点から考えまして、はたして貿易協定がどうもこれもこの点に關連がないかどうかという点も非常に疑問に思つてゐるのです。私は、一々の条約に基づきましてその内容にわたつて検討しなければ、その判断がでかぬのじゃないかと、いふふうに考えておるのでございいます。私は、この点は質問を留保いたしておきまして、審議を延ばすなという意向は持つておりませんが、別個の機会においてもその点については条約局当局の慎重な御検討を一つ願ひたい、こう思つておるのでございいます。

先ほど局長の話では、アルゼンチンとの移住協定の内容について、ブラジルの場合とは違つて国会に御提出に相ならぬということになつておりますが、これを御決定になつた意向並びにその内容について御説明を求めたいと思ひます。

○高木政府委員 お答え申し上げます。

日本とアルゼンチン共和国との移住協定は、總括的に申しますと、アルゼンチン政府が一方的に日本に便宜を与える、あるいは最惠國待遇を与えるとか、その他の便宜供与を約しておるものでございまして、日本政府としてはこちらの方から義務を負つてゐるものはないと見做して、従来は、移住のボリビア、パラグアイの移住協定と大体似ております。ブラジルの場合は、合同委員会の事務局を設置するとかいうような義務もございまして、予算的措置も講じなければならぬという点もございいます。その他こまかい点でブラジルの方はもう少し權利義務についての規定がございいます。アルゼンチン政府の方はそれが無いというのが大きな特徴でございいます。

これを簡単に御説明申し上げます。

このアルゼンチンと日本の移住協定は、ちょっと読んでみます。「移住者に繁榮の機会を与えることが日本国の利益であること並びにアルゼンチン共和国の經濟開發に必要な産業上の技術及び資材の導入を伴うすぐれた労働力を受け入れることが」アルゼンチンの利益であることを考慮してこの協定を結んだのだというのを前文で書いてあります。

そして、第一条は、「アルゼンチン共和国への日本人の移住は、この協定及び兩國の現行法令の規定に従つて行なわれる。」

それから、第二条は、「兩政府は、日本国の産業及び技術がアルゼンチン共和国の經濟開發のために農業、漁業及び工業の専門的分野でもたらすことができる寄与を考慮し、兩政府の合意により作成される具体的な計画に基づいてアルゼンチン共和国へ渡航する日本人の移住を特に促進する。以下、これらの日本人を計画移住者という。」と、いうことが書いてございいます。

第三条は、「日本人移住者は、アルゼンチン共和国への入国に關して、いかなる第三国からの移住者に与えられた待遇よりも不利でない待遇を与えられる。」第二項として、「アルゼンチン共和国政府は、アルゼンチン共和国へ渡航する日本人移住者の同国への入国の許可に關する手続を簡易化するよう努力する。」これが第三条の規定です。

第四條は、「日本国政府又はその指定する団体は、計画移住者の予備選考を行ない、及び日本国からアルゼンチン共和国の上陸港までの輸送について計画移住者に対してできる限りの便宜を与える。アルゼンチン共和国政府は、計画移住者の最終選考を行なう。」これは、現在渡航費を貸付けたたり何かしている現状をうたつて、そうして、最終選考はアルゼンチンでやる。これは査証のところで押えられるわけにございしますが、現行のままでございします。

第五條、計画移住者は、自用品、組立家屋その他一万余合衆国ドルまでのものについては統制税、関税及び為替課徴金を免除される。これらの財産は各家族の日本国出發前三十日以内または出發後百五十日以内に船積みするものとする。これは、現在移住者の持つて入ります荷物の税金の問題が非常にうるさい、特にアルゼンチンではうるさうございしますが、この協定でこれを簡易化して、いこうとございします。

それから、「アルゼンチン共和国政府は、移住及び植民に關する日本国の団体で日本国政府が認めるものが申請し、かつ、それぞれの場合について移住及び植民に關するアルゼンチン共和国の当局が許可するときは、入植地の建設に必要な機械について前記の統制税、関税及び為替課徴金を免除する。」トラクター、グレーダー、ブルドーザー、トラック及び小型トラックを含む。これは、移住者ではなくて移住の關係、たとえば海外協會連合会、

第六條は、「日本人移住者は、アルゼンチン共和国において、第三国の移住者が移住法及びその施行令の定めるところに従つて与えられているか又は将来与えられることがあるすべての權利、特權及び利益を与えられる。」これも一方的な便宜供与でございします。

第七條は、アルゼンチン共和国における日本人移住者は、同国の憲法の定めるところから従つてアルゼンチン人と同等の待遇を与えられるということにございします。

第八條は、「アルゼンチン共和国政府は、計画移住者のアルゼンチン共和国における定住のためできる限りの技術上及び行政上の援助を与える。」一方向的なことです。

第九條は、「日本国政府は、日本人移住者のアルゼンチン共和国における農業、漁業、工業その他の經濟活動を容易にするため、同移住者が日本国の金融機關による融資を受けられるようにできる限りの便宜を与える。」これは、海外移住振興株式会社がございまして、これを向こうの方にこの協定で認めさせるという趣旨でございします。

「日本人移住者は、アルゼンチン共和国において、公的金融機關から農業融資、漁業融資又は工業融資を受けることにつき、アルゼンチン人と同一の條件を享受する。」これは、アルゼンチンの金融についての同一待遇を先方が与えることを約束した点であります。

第十條は、「日本国政府は、移住者がアルゼンチン共和国への出發前に又は同国への旅行中に同国の言語、地

理、歴史及び社会条件一般についての基礎的な準備教育を受けるようにできる限りの措置を執る。また日本国政府は、移住者がアルゼンチン共和国の社会環境にすみやかに適応するように直接及び間接にできる限りの指導を行なう。これは現在移住あつせん所がやうであることと一致する。

第十一条は、「この協定の適用を容易にするため、合同協議会をブエノス・アイレス市に設置する。この協議会は、各政府が三人ずつ任命する六人の委員で構成される。これは、ポリビア、パラグアイも同様でございます。ブラジルの場合には事務局を設けるという点が日本政府に特別の義務を課してあるわけでありませう。

第十二条、「この協定は、日本国及びアルゼンチン共和国の国内法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。」

これが協定の全貌でございます。
○森島委員 ただいまの御説明で大体の御趣旨はわかりました。しかし、念のために写しを一つ委員会にお出し願いたいと思ひますから、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
私の質問はこれでやめます。

○森下委員長 田原春次君。
○田原委員 今回締結された日本とアルゼンチンとの移住協定の内容について二、三質問をし、それから通商協定の方に移りたいと思ひます。

まず最初に、大臣は、この協定を議会に出さないのは、日本側にとって有利である、もしくは日本に義務がなく、先方の方にその義務があるからだと判断して出さないというのであります。

けれども、今移住局長の言われました十二カ条にわたる協定の中でもすでに数点疑問点があるわけですが。たとえば、第二条の、農業及び漁業、工業の分野でもたうことのできる寄与を考慮し云々というのであります。先方は農業、漁業及び工業の移住者に対してのみ大體考慮しているわけでありませうが、向こうにすで行つております日本人の一番希望している点はこれに入つておられない。それは何であるかと申しますと、医療設備、医療機関、それから二世、三世に対する教育機関といふこととあります。この点について

は、日本とパラグアイとの移住協定の中には、今ここに条文を持つておりませんが、たしか、主として日本よりの移住者を診療する場合は、日本から医者が行つてもいいというのがあつたと思ひます。それから、ブラジルとの移住協定の中にも、日本政府の指定する団体の医療機関等についての交渉の余地を残してあるがごとき条文があるわけですが。アルゼンチンに関してはこの点がない。従つて、これは十分論議ができる問題でありまして、この点だけ見ましても、私は、この条約が一方的に有利であるからというだけではないかと思ひます。なぜ一体、そういう教育に関する交渉、それから病院・診療所に対するところの交渉等をしなかつたか。この点をまずお尋ねいたしたいと思ひます。

○高木政府委員 ブラジル政府もそうでございますが、アルゼンチン政府は特に、同国の教育につきましては外国の影響を非常にきらつております。これはもう戦前から徹底した主義でございます。同じように、医療関係、医師

の開業につきましても、実は個々のケースでずいぶん戦前からアルゼンチン政府と交渉しているのですが、これは南米の開けた国はみな共通でございます。まして、外国医師がアルゼンチンにあるいはブラジルで開業することを認めない。これは、大體各々の医師、南米の医師は特に政治的力を持つておりまして、外国からの圧迫を避けるという意味であらうと思ひますが、この点は非常に強硬でございます。それで、先方から今般の移住協定の話がございまして、この話は在京のオルフィーラ大使にも申し、せつかくの好意であるならばこゝまで認めることを私もアルゼンチンの事情を十分承知しておりまして、それはとてもできないこととまでは決して満足するわけではございませぬ。そういう関係で、われわれといふものは、先方がいやだといふものをどうしても出すわけにはいかぬといふような事情でこれは認められたいと思ひます。

○田原委員 むしろ、アルゼンチンの医師会の規定のようなものもあると思ひますけれども、私の言うのは、現地、ある地域を限つての医療機関といふものは、交渉によつて認められる余地があるのじゃないかと思ひます。
〔委員長退席、北澤委員長代理着席〕
たとえばブエノスアイレスで日本人が堂々と開業するというようなことについては、医師会等は医師の保護その他についてはその土地限りにおいて何

けれども、しかし、それでも、すでに外務省御承知のように、ブエノスアイレスには、星野という、向こうの医師の資格もなく、日本の医師の資格もない人が指圧したいものをやつており、そして向こうの医師をみなお得意にしておるわけですが。アルゼンチンの医者へ来た患者で、自分のところではなおぬものは星野のところを持つていくといふやうになつておりますから、事実上は、星野氏は医者ではないけれども、アルゼンチンの医者の推薦によつて医者のおし得ないものをな

おしておるといふ例もあるわけですが。今度は、逆に、今日本人の入つております北部のミシオネス州、あるいは西部のメンドサ州、あるいは今度調査して行こうといふネウケン等は、全く僻地の地でありまして、アルゼンチンの医者といふものが近所近辺におらない。それで、たとえば産婆さんもない。ですから、新しく移住した人たちは、おかみさんが子供を生むとき、とかかくしろうとながらみんでなんとかかんとかやつて済ましておるといふやうな状態で、非常に心ざしく感じ

てゐるわけですが。ですから、東京での交渉で、ごく一般論としてアルゼンチンの医療法に規定する医者でなくちゃいかぬといふやうなことを言われるのは、向こうは当然でございませぬ。こちらとしては、せつかく農業、工業、漁業等の移民をこれから入れるについては、言葉も不自由であるし、それから、比較的僻地の地、ブエノスアイレスよりも離れたところに入れるわけなんですから、そういうところに対しては、たとえば日本の医師会が推薦した者についてはその土地限りにおいて何

年間が診療に従事し得るといふような交渉をこれからする必要があると思ひます。

それから、なお、この間のドミニカの移民からも察知されますように、その土地に永住するといふ人は家族を連れて行つておられますので、小さい子供が大きくなつてその国の教育を受けることはもとよりであります。父母との意思の疎通その他を考えると、どうしても日本語をある程度教へなければならぬ。この点、一般的に言へばいろいろな制約はありますけれども、なおブラジルその他においては便宜上認めておるところがあるのです。ところが、アルゼンチンでは、在留日本人が少くない関係もありますが、また分散している関係もありまして、大へんその点は苦勞しております。

従つて、今般のこの協定がせつかく向こうから申し出があつたならば、少なくとも教育と医療についても一べん話をする余地はないか。この協定のほかに、たとえばアルゼンチン・日本文化協定といふやうなものでも一つ作つて、そしてそれについて補充するといふやうなことをしない限りは、私は、その簡単に日本人が幾ら協定ができたからといって大勢行けるものではない、永住できないと思ひます。そういう点の心配をいたしますので、それらのことをこれから交渉してはどうかと思ひますが、いかがでございますか。

○高木政府委員 このアルゼンチンとの移住協定は、実はアルゼンチンの大統領がここへ来る機会にぜひやりたいといふことで、われわれもいたしまして、大統領が帰つたあとまで交渉し

ていたのでは結局できないという判断をいたしました。そういう実情でございますので、そういう点で、今申されましたように、教育、医療の問題について必ずしもわれわれの希望通りではないと思いますが、やむを得ないと考えます。

なお、医療及び教育につきましては、アルゼンチンはブラジルと違っています。かなりに開けております。また、今申されましたネウケンのようなところでは、計画を立てて先方政府とも話し、また、この協定第八条の「計画移住者のアルゼンチン共和国における定着のためできる限りの技術上及び行政上の援助を与える」という規定を活用いたしまして、現地側の学校あるいは医療の完備をはかるということにいたしたいと思っております。

なお、日本語教育につきましては、公式の学校教育として日本語を教えることは必ずしもないのでございますが、課外の教育として日本語をやることも、現在ブエノスアイレス郊外でもやっております。また、その他父兄に對する日本文化の啓蒙というところによつて、父兄を通じての日本語の浸透ということも考えられると思っております。

○田原委員 文化協定のことについてまだ御意向が聞けません。最近読売新聞の報ずるところによりますと、日本テレビとアルゼンチンのテレビとの間にニュースその他の交換の話が進んでおるといふことであります。これは、民間で政府よりも一歩先んじて日本とアルゼンチンとの親善のために計画されることは非常にけっこうだと思ひますが、これなども、やはり、うし

ろだてとして文化協定のときものを作つておいて、ひとりテレビのみならず、ラジオあるいは新聞、出版物等についても、やはり對等に、しかも親善の意味でやるべきものでありますから、先ほどお尋ねしたように、文化協定を次の段階で考えておくべきではないかと思ひます。これに對して大臣はどうお思いになりますか。

○小坂國務大臣 ごもつともなお話でございます。実は、先般大統領と一緒にカルカノ外務大臣が参りまして、將來いろいろな協定も結んでいく。いろいろな研究していく。こういうようなことは言ひ合つておる次第でございます。御趣旨はまことにけっこうだと思ひます。

○田原委員 次は、第四条のしまいの方、「アルゼンチン共和国政府は、計画移住者の最終選考を行なう。」と書いてある。先ほどの高木局長の説明ですと、ビザその他であらうと言われておりますが、たとえば、最終選考というのを到着地のブエノスアイレスで行なう場合を考へますと、これは大へんなことなんでしょう。もうすでに御承知のように、去年、おとし行きました移住者の中で、この協定のできる前でありましたが、ブエノスアイレスでトラホームの痕跡があつたというので全家族送還を命ぜられた。つまり、入国を拒否された。そこで、その帰りの船賃を大坂商船の全額負担であり、それから、日本に帰つて、すでに家財道具を売り払つて、送別会を開いても、おるのではありませんから、郷里に歸ることができない。こういうような悲劇があつております。一条、二条、三

条、四条は非常に平易に文章が書いてありまして、一応アルゼンチン側も日本移住者の優秀な点をお認めになつてゐるがゆゑに、大統領の御訪日に際していろいろ協定になつたと思ひますけれども、この第四条に最終決定権をどこで行なうかということがはつきりしておりません。これは迷惑をこうむる者は移住者でありはしまいかというのを私は心配する。たとえば、これが横浜移住者宿泊所あるいは神戸の乗船前の宿泊所等で行なわれるものならば、お前は行つてもだめだからあきらめなさいというところが最終的に言えるわけですね。しかし、海路五十日もかかつてブエノスアイレスへ行つて、そしてその一般移民の選考規定によつて断られた場合はどうかということですね。いい点ばかりでなくて、そういう方が一にも起る場合をやはり考慮して協定というものは作らなければならぬので、何ゆゑにこれに對してすなわち先方の言ひなりになつたのか、どういふ考へであつたのか、当時の事情を明らかにして、それから、私の申しましたような入国拒否者が出た場合どう扱うかということもあわせて一つ聞かしていただきたい。

○高木政府委員 ただいまのところ最終選考はアルゼンチンにある。これはアルゼンチンもブラジルも一緒でございます。南米では「ゴベルナル・エス・ポプラー」といふ言葉があります。南米では、国民を、移住者を入れるというものが主権である、國の一番大きな仕事であるという考へがありまして、この國民として入る人を選定するのは主権であるという考へが強いのであります。それで、ブラジルでもアルゼンチンでも、イタリヤ等には移民官といふものを送りまして、これが決定してあります。日本の場合には、数も少のうございまして、そういうことができないで、結局領事査証をやつておるわけでございます。それから、入る場合の衛生規則、特にトラホームなんかにつきましては、これもブラジル、アルゼンチン同様でございます。が、特にアルゼンチンでは、トラホームをほとんど撲滅いたしました關係で、少しでもトラホームに入られては困るというので、非常に嚴重な検査をしておるのであります。実際上は、日本の國內では、いなかではトラホームがほとんど普通であるという感じがして、從來は実はアルゼンチンは東京でなければ検査は困ると言つていたのを、地方の赤十字社でもできることにした次第であります。それで、嚴格にトラホームでない人を送る限りにおいては、その心配は全然ないのであります。それは移住者の衛生上の問題でございます。まして、われわれが嚴格にやる限りにおいては問題は起こらない、こう思ふのであります。

○田原委員 ところが、トラホームの治療の痕跡があつても、ブエノスアイレスでは断られておりますが、日本側の医者に言わせると、トラホームの痕跡と結膜炎の痕跡とは、専門家の見分けがつくと云うのです。これは結膜炎の痕跡であるから差しつかえないとして査証を出し、出発しておるにもかかわらず、ブエノスアイレスでは、この痕跡はトラホームの痕跡だと言つて、何ら抗弁もできず、そこに日本側の医者がいないために、みすみす返された例があるのです。ですから、これはよほど日本出発前に万全の策を施して、特に先方のそういう規定があるならその規定によつて、ごたごたが起らないようにすべきである。もし最終選考がブエノスアイレスにあるならば、日本のお医者さんを一応置くという御用意をすべきであると思ひますが、これから相当大ぜい日本から移民が行くことを予想するならば、そのトラホームをだれが一体解決するか。船の船医だけではいろいろな点において交渉ができない場合がある。そういう場合に、先方がもし、私が言ひましたように、惡意でないにいたしまして、痕跡を非常に広く解釈して、すべての痕跡はいかぬということになつた場合には、泣く泣く歸らなければいかぬということになるでしよう。そういう場合の措置をどうしますか。

○高木政府委員 この点は、アルゼンチンに關します限りは実は解決しておるのでございまして。そして、日本のお医者さんにもアルゼンチンの基準を伝え、意見を聞き、そして、日本の専門医自身が、アルゼンチンの言ひのうのもつともである、しかし、日本のいなかの方ではトラホームというのは非常に多いものだから、アルゼンチンの規定通りにならないからであるといふことで、東京の専門医がアルゼンチンの規定するトラホームについてのこまかい条件をはつきりと書き出して、これを地方における医療検査機関に傳達いたしました。問題が起らないようになつてゐると思ひます。從來は、実は、追ひ返された例なんか、ざつとばらんに申しますと、相當顯著なトラホームのものもございまして、この点

は、先方のトラホーム撲滅という希望にやはり協力して、嚴重に選考することが必要であると思ひます。

○田原委員 それでは、しばらくやり方を拝見しました上で、そういう弊害が繰り返されるかどうか見た上で、また他の機会に質問することにいたしまして、第五条に移ります。

第五条は、「計画移住者は、自用品、組立家具、原動機付車両」云々とあります。それから、「種子、肥料及び家畜を持ち込む場合」についても便宜をはかることになっておりますが、それ以外のものは一体持っていけないかということです。先ほど第二条のときに申し上げましたように、定住者にとって一番大きな負担は、日本語教育と医療であります。従つて、教材、それから薬品、――薬品も、御承知のように、アルゼンチンの薬品は、国産品のほかに、フランス、イタリヤ等の薬が多くて、普通の日本の医者でも読めないようなラテン語等で書いてあるものがあります。それをすつといなかの薬局で買ひましたし、使ひ方さえもわからぬ。また、これを聞くだけのスペイン語もよくわからぬという場合があります。従ひまして、北米のようにすでに相当日本人が行つてゐるところでは、日本の薬品が行つておりました、日本語で書いてありますので、かりに医者がなくとも当座の間に合うわけですね。かぜだとか、それから、けがだとかいう場合には使えるわけですね。医者は近所にないし、日本語のわかる医者もないし、ブエノスアイレスから呼べば大へんな診療費を取られる。そこで、ここ二、三年分の仁丹、ヘブリン丸のごと

きものを持つていくとしても、これは第五条に書いてないということですね。金をかけられたら一体どうなるか。こういうことを少しも心配してなくて、移住者の立場から一体こういう取りきめを承諾したのかどうか、はっきり私は聞きたい。

その次は、同じく、「種子、肥料及び家畜を持ち込む場合」云々としてあります。家畜等と云ふものは、種子、肥料、家畜以外のものもあり得るわけですから、そういうものをなぜ加えなかったか。三点にしておけば、税関で嚴重に解釈すれば、それに従わなければならぬと思ふ。そういう点に手ぬかりがあつたと思ふのですが、そういう場合にはどう処置するか。

それから、携行品についても少し範囲を広げる交渉ができないものかどううか、この点も聞きましておきたいと思ふ。

○高木政府委員 ただいま田原先生の御っしゃいました薬の点ですが、この第五条の初めの方の自用品の範囲であります。問題は問題ないものであります。あまりに量が多くて販売用にされるような心配があるという場合には問題になると思ひます。従つて、この自用品という範囲であれば問題ないと思ひます。

それから、なぜ家畜等にせなかつたかということですが、この税関関係といつたしましては、アルゼンチンには非常に嚴重なものでございまして、家畜なんか持つていくかどうかかわかりませんが、こういう規定を入れたことも相当の便宜供与でございまして。そうして、御承知の通り、アルゼンチンは白

人の移住者優先主義でございまして、日本人もわずかに入つておりますけれども、非常に門戸を閉ざされた狭いものでございまして、今度の協定で広く広げようという先方の気持ちになりましたので、その熱のさめぬうちにできる限りの便宜をとるということであります。それから、合衆国貨一千万ドルというのは相当の金額になっております。

○田原委員 一千万ドルは相当の額だと言ひけれども、現在すでに五千ドル見当は長い間ブラジル移民等について携行を許されておりますから、その一千万ドルだからといって安心するということとは、これは私はおかしいと思ふので

それから、次に、言ひにくいことですが、税関における紛失問題が非常に多いのです。これは、どう処置をするかといふと、ほとんど泣き寝入りでしう。大体、日本からの品物のみならず、各国から入つた移民の品物で盗まれぬものはないという状態です。――簡単に言ひますと、ネクタイとかハ

ンカチくらい盗まれたのはあきらめられますが、組立部分品なんかで一部を盗まれたらどうにもならぬ。ヴェノスアイレスではやむを得ずそういう状態になつておるわけだが、そういう場合のクレームといひますが、交渉といひますか、そういうことについて、税関はこの移住者に対して責任を負うのか、これは当然のことだけれども、当然のことだと思つて日本の税関並みに考へて甘く見てくわいふ規定が入つておるのじゃないかと思ひます。が、そういう場合にはどうしますか。上陸時における携行器具等の紛失につ

いてはどうするか。紛失といつても、堂々とトラックなんか載せて出ていくところなんかを見ていて、盗まれておるじゃないかといふようなことが多いのですが、これをどうするか。この際これをあわせて明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○高木政府委員 南米にはよくそういうことがあることは事実でございまして、アルゼンチンの場合にトラックに載せて持つていくといふようなことはございせんし、この税関検査は一応本人が立ち会いの上に行ないまして、アルゼンチンに関する限りはそういうことではないと思ひますが、なお、実際の扱いといたしまして、十分われわれとしても注意するようにいたしたいと思ひます。

○田原委員 次は、第九条に移ります。第九条の三行目から以下に、「同移住者が日本国の金融機関による融資を受けられるようにできる限りの便宜を与える」、これは向こうの政府の方の便宜を与えるのであります。実情は少しもその金融機関はその便宜を与えておらない。御承知のように、アルゼンチンでは東京銀行の支店があります。それだけであります。あとは日本海外移住振興株式会社の支店があります。二つとも非常に貸出し規程がやかましくて、特に、東京銀行は、預かりはするけれども貸さぬという、今なお古い正銀時代からのならわしを持つておられて、在留日本人はそれに対しては失望しておるのです。最高日本の円にして十萬円程度をしかも短期に貸すだけが支店長に与えられた権限であります。農業、工業、漁業等のや

長期にわたる金融については東京銀行は貸しません。それ以外には日本の金融機関は行つておりません。これをどういふふうな日本国内の普通の商業銀行並みに拡張してやらせるかといふことで、現地を見られた人は御承知の通り、東銀のアルゼンチン支店は百名ばかりの行員を持つておられて、支店長に聞きますと、もうかつておりますと言つておられます。大部分は為替業務でありまして、その範囲内でもう少し貸し出しを親切にやつてもらえないか。ブラジルでは、たとえば、東銀のほかに富士銀行系の銀行、それから住友関係の支店、こういうのがありまして、そのほか二、三地方の日本人向けの銀行がありますが、少ないながらも一応資金は貸すことができます。これは、ブラジルに日本人が多いこと、いろいろの点もありまして、うが、せつかくアルゼンチンに關して第九条でどういふように「日本国の金融機関による融資を受けられる」とうたつてある以上は、私は、日本海外移住振興株式会社の貸付規程において大幅に権限を与えて、そうして、花屋さんにいたしまして、あるいは八百屋さんにいたしまして、あるいは漁業家にいたしまして、郊外の定着農民にいたしまして、もう少し借り入れられるようにすべきだと思ふのです。こういう規定があるからといって安心するのはなくして、この規定を実際に生かす具体的な案を持つておるかどううか、この機会に明らかにしてもらいたいと思ふわけですね。

○高木政府委員 この第九条の第一項は、東銀を考へておるのではなくて、

移住振興会社のアルゼンチン支店の活動を考えておられるのであります。東京銀行は、あれは法律上はアルゼンチンの銀行になっておるわけでありまして、そういう意味におきまして、従来、アルゼンチンは、自分の方が東銀を一行認めておるから日本にも一行出したというところで、一行々々というような形でほかの銀行の進出を認めておられますが、海外移住振興株式会社の海外の金融活動を協定上認めさせたというところが第一の効果であります。第二の方は、従来、アルゼンチンの移住民金融というものは、イタリヤ人とか欧州人には与えられておりましたが、日本人には全然与えられておらなかったのがあります。第二項によりまして、今度アルゼンチンは本格的に植民金融をやるということになったわけでありまして、

なお、海外移住振興会社が移住金融でどういふふうに援助を与えるかというところでございますが、これは二年ほど前でございますが、御承知の通り、アルゼンチンではときどき霜が降り、ひょうが降って、花屋さんとか八百屋さんが非常な打撃を受けるというところでございましたが、海外移住振興株式会社が組合に一括金を融資し、そのおかげで一年で復帰しただけでなくして、借りた金を返して非常に感謝されたというケースがございまして、こういうようなこともっと活発にやっていたいと思ひます。

○田原委員 まだこの移住協定の全体に対して質問がございまして、それは保留しておきまして、もう一回やらしていただきます。

この際、大臣がお見えになっており

ますので、私は移住問題について一点だけこの機会にお伺いしておきたい。それは、内閣に設けられております海外移住審議会のあり方及び今後のやり方についてお尋ねしたい。

私も社会党を代表して移住審議会の一員であります。移住審議会は近來開かれておりません。たまに開きますが、その場では、年寄りのお茶飲み話のようなもので、午後二時に始まって、十分、二十分、三十分ごろまでにみなそろいます。そして、二、三の人がいろいろ話をしながら、四時ころにはそろそろ帰ってしまふ。従って、一つもまとまったことはやっておりません。今度のドミニカの問題のように生きた問題があるときに、なぜ一体移住審議会が開かれないか。そうして、その場で政府や国会と違った角度からよく事情を調べ、対策等についての建言もすべきではないかと思ひますが、これは開かれなかった。これは、移住審議会の事務局はなくて、大体審議会の事務はたしか外務省でやっていると、外務省が忙しいときには開かぬというふうなことで困ると思ひます。従って、海外各地、特に中南米の各地の日本人団体等では、移住審議会というものは何もやっておらぬではないですか、単に年寄りのお茶飲み機関ではないですかというように思われております。これはまことに残念なことで、一委員のどうにもできないことであります。海外移住審議会というものが、設けられた趣旨は、おそらく、外務省、農林省、建設省、運輸省等出先にいろいろな機関があつて調整できぬ場合もある、また民間団体等についてあつせん事業をしなければならぬ場合もある、あるいは政府に建言したり

勸告したりする場合もあるということですが、実情は少しも動いてはおりません。第一回のときは、私は第一回以来議席のある限り移住審議会の委員でありましたが、総理大臣が出てきて、そうして関係大臣も六人か来て一応話を聞くような格好だけはしておつた。その後になると大臣は大体こなし。

「北澤委員長代理退席、委員長着席」

それから、局長も来ません。次官も来ません。政務次官なんか来てはわからぬかも知れませんが、大体来ない。そうして、各省の課長もしくは課長補佐が隅にすわつておるが、質問があれば答える程度でございまして、移住政策を審議するにはまことに貧弱なんです。従って、移住審議会を廃止するか、かわるべきものを作るか、あるいは移住審議会をもつと強力なものにして、政府にとっては目の上のこぶになる場合もあるけれども、すばらしい意見が出るならばそれを採用していくという義務づけしたものにしようか、何とかしなければ、全く立ち腐れの格好であると思ひます。これに対して外務大臣はどう考えておるか、また、どうこれをよくするか、そういう意見をこの際明らかにしてもらいたいと思ひます。

○小坂国務大臣 海外移住審議会についていろいろな御意見は、私も非常に同感するところが多いのでございまして、ぜひともこの審議会を強化したいということ、今人選その他について抜本的に考えるようにさしていただ

きたいと思つております。もとより、国会側からの御参加の方々にについての問題ではなくて、主として、この移住という問題に情熱をつぎ込んで、しかも非常に高い見地からこのことについて有効な建言をしていただくような方々による人選というものを今考慮中でございます。

なお、移住審議会の事務は総理府が主管しております。外務省はもちろん協力する立場にございまして、けれども、外務省そのものがその事務をやっているということではないことをつけ加へさせていただきます。

○田原委員 移住審議会の委員の任期が来る場合、交代等は当然であります。が、今大臣のお話ですと、有力な者を入れかえようと言われておりますけれども、実際は、関係省に推薦をそれぞれ依頼する、あるいは、自由民主党から三名なら三名、社会党から一名程度にいたしました。各党に持ち帰つてやるわけでありまして、それで強化ということにならぬと私は思ひます。従来通り二十人なら二十人の委員がやっぱり多く採用されると思ひます。私が言う強化というのは、もう少し増員して、そうして、それは、自由民主党からもう何名か出るのもよろしいでしょう、それから、社会党からも増員する、それから、学識経験者の中にももう少し熱意のある者を出すというふうにするのは、今のうちに各省別に一名ずつ推薦するという格好では、私は強化にならぬと思ひます。だから、この際増員するということ、それから、それから、移住審議会が決定したことは政府が遂行する義務を負うというくらいに、強化する方法を具体的に

講じない限りは、依然たるものではないかということをお心配しておるのです。が、もう一度その点に關して大臣の所見を、増員可能な限りやいなやということをお尋ねしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 ただいまの御意見はよく検討させていただきます。移住審議会がどういふ従来のような形ではどうも好ましくないということを考えまして、今せっかく人選等については努力いたしておるのであります。過からず、これはなるほど熱意のある人選をしたというふうに思つていただ

○田原委員 私は次の機会にドミニカ問題についての質問をしたいと思つておるのです。というのは、ドミニカ問題は、決算委員会等で相当実情はつきりいたしました。歸つてきた者に対する処置とか、一応ドミニカ問題はどうか、地方に帰つてみますと、ドミニカもブラジルも同じに考えておりました、ああいうふうに帰つてくるようじゃ、うっかり行けませんということ、非常に動揺しております。従つて、今後海外移住をもつと盛んにし、行く人の立場からいろいろな手配をし、定着後における財政、金融あるいは教育、医療、文化等の点についても考慮するためには、移住問題についてとつくり意見も聞き、われわれの意見も話したいと思つておるのであります。が、時間の関係等でこれは次の機会にまとめて御質問申し上げたいと思つております。そこで、私は、それらの質問を後日に保留しておきまして、一応

私のきよりの質問はこれで終わっておきます。

○森下委員長 松本俊一君。

○松本(俊)委員 この外務委員会で目下付託となっております議案の中で最も重要なものは、何といひましても、いわゆるガリオア・エロアに関する協定並びにタイの特別門の協定であります。この二件につきましても、あるいは予算委員会、あるいは本会議、あるいは当委員会におきましても先月わが党の正示委員からの質疑で相当詳細にわたる問答がありました。私も、ほほこの二協定に関する政府側のとられた措置についての御説明をふり知ったのでありますが、しかしながら、私個人といたしましては、なお両協定の二、三の点について十分政府側の御意向を承つておいた方がよいと思ふ問題があるのでありますが、何分にも、この両協定は、日本にとりましては金を払ふ協定でありまして、政府としても非常に困難な交渉の後に到達されたものと思ひますけれども、しかしながら、その交渉の過程なり、また、協定の内容なり、また、その金額なりにつきましても、十分国民が納得するような説明を徹底しておきまないと、とかく、こういう問題については何か割り切れないものが残つて、その結果、せっかくわが国がこれらの国と親善関係を一そう深めようという目的のために作り出した協定が、かえつて親善関係を害する、——具体的に言へば、ガリオア・エロアの問題について、せっかく政府がアメリカ政府と長年にわたつて交渉されてこつた協定ができて、いよいよ今度金を支払ふことになつたにもかかわらず、その交渉

の過程なり、また根拠なりが、もし国民の納得のいかないものでありますときには、かえつて日本のアメリカに対する国民感情に悪い影響を及ぼして、ひいては日米関係にも悪い影響を及ぼすこともあり得ると思ひます。もとより、私は、この両協定が、一方は米國との関係、他方はタイとの関係を一そう緊密にし、この米國なりタイなりとの関係をよりよくしていくことは信じて疑わないのでありますが、ただいま申し上げましたような見地から、少しく政府側の御説明を拝聴したい点があるのであります。従つて、少し話がこまくなる場合もございますが、それはそつちう趣旨でございますから、ごかんべん願ひたいと思ひます。

まず私の伺ひたいのは、先日本会議の席上で戸田委員から御質問があり、池田総理大臣並びに小坂外務大臣から一応の答弁がありました問題でございますが、いわゆる阿波丸の請求権処理のための日米協定、並びに、それに付屬しておるのかどうか、これは政府の御説明を明確に私は承らなかつたわけですが、少なくとも同日に署名されました了解事項といふものがあります。この二つにつきましても、私の疑問とするところを一つはつきりさしていただきたいと思つておるのであります。

阿波丸の事件はまことに不幸な事件でありまして、実は私自身も阿波丸を南方に派遣したことに責任がある一人でありまして、当時外務次官をしておりまして、当時の連合国側と折衝しました。連合国から切なる希望がありまして、南方地域における連合国側の俘虜に救恤品を贈りたいといふことで、あの船を出すことにきめたのであります。

す。私もそれをきめた当事者であります。ただ、私はあれをきめて間もなく仏印へ赴任することになりました。私は、そのときに、あれをやつておりました係の人に、人だけは乗せない方がよからうといふことを言つたのでありましたが、しかしながら、その後いろいろな都合で人を乗せることになりました。本日委員長を勤めておられます森下先生も、当時外務参事官をしておられました。危うくあの船に乗られたのは、たまたま臨時国会が召集になりましたので、当時参事官であられた森下先生は乗れないことになつたので助かつたのであります。そのかわり、その身がわりとして、私の最も信頼しておりました親友であります山田調査局長が乗りまして、ついになくなりました。そういう、私にとりましては、職務上、また感情上、非常に深い関心を持つておる事件であつたのであります。そして、私は友邦国の態度についてとかく申すのは心苦しいのであります。その態度ははなはだいいまいだつたと思ふのであります。最初は責任は一切ないと言つて参りました。そして、しばらくして、いや責任はあるから後日賠償を払うといふことを申して来たのであります。これは外務省の方は御存じと思いますが、そういう経緯がありまして、あの船に乗りまして多数の友人、それから仏印で私に協力してくれました多数の部下があれに乗つて家族ぐるみになつておるのであります。私もこの協定の賠償については非常な関心を持つておりました。

す。私もそれをきめた当事者であります。ただ、私はあれをきめて間もなく仏印へ赴任することになりました。私は、そのときに、あれをやつておりました係の人に、人だけは乗せない方がよからうといふことを言つたのでありましたが、しかしながら、その後いろいろな都合で人を乗せることになりました。本日委員長を勤めておられます森下先生も、当時外務参事官をしておられました。危うくあの船に乗られたのは、たまたま臨時国会が召集になりましたので、当時参事官であられた森下先生は乗れないことになつたので助かつたのであります。そのかわり、その身がわりとして、私の最も信頼しておりました親友であります山田調査局長が乗りまして、ついになくなりました。そういう、私にとりましては、職務上、また感情上、非常に深い関心を持つておる事件であつたのであります。そして、私は友邦国の態度についてとかく申すのは心苦しいのであります。その態度ははなはだいいまいだつたと思ふのであります。最初は責任は一切ないと言つて参りました。そして、しばらくして、いや責任はあるから後日賠償を払うといふことを申して来たのであります。これは外務省の方は御存じと思いますが、そういう経緯がありまして、あの船に乗りまして多数の友人、それから仏印で私に協力してくれました多数の部下があれに乗つて家族ぐるみになつておるのであります。私もこの協定の賠償については非常な関心を持つておりました。

理の協定、これは当時いろいろアメリカの国内の事情があつたのでありまして、マッカーサー元帥が仲介の勞をとりまして、日本とアメリカとの間にこの協定を結ぶことになつて、そして日本は請求権を放棄したのであります。その第一条件には、「日本国政府は、ダグラス・マッカーサー元帥の下に日本占領が開始されて以来進展した公正な事態を考慮し、且つ、降伏後の期間において米國政府から受けた物資及び役務による直接及び間接の援助を多として、阿波丸の擧沈から生じた米國政府又は米國民に対するいかなる種類の請求権をも、日本国政府自身及び一切の關係日本國民のために、すべて放棄する。」、こつちう協定になつておりますが、まず最初に、私は実はこの協定の當時は追放中でありまして、ただ新聞で読んで、実ははなはだけしからぬ協定ができたと思つて心では憤慨しておつたのであります。しかし、当時の事情まことにやむを得ないこと、私は推察しておりましたが、ここに、「且つ、降伏後の期間において米國政府から受けた物資及び役務による直接及び間接の援助を多として、」とございまして、この援助の中には、今度の協定の目的になつておりますガリオア・エロアの援助といふものは含まれておるのであります。その点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 お答えを申し上げます。当時の体験とともにお話しになります。当時の松本先生の御質問、非常に敬意を表して承りましたが、逐次お答えを申し上げます。

今御質問の点でございますが、ここに言つておりますアメリカからの援助

助には、いわゆるガリオアなど、戦後対日援助がおもなものになると考へておりますし、そのほかにも、各種の、棉花借款、あるいは海外からの日本人引き揚げのための米國の船舶提供、あるいは地方自治体に対する建設資材の無償貸与等の直接間接の援助といふものがございましたので、こつちうものが含まれておると考へます。

○松本(俊)委員 ガリオア、エロアの全部が含まれておるわけですね。

○小坂國務大臣 さうでございます。

○松本(俊)委員 そこで、次にお尋ねいたしたいのは、先日の本会議における答弁、並びに本日先ほどお話しがありました、この協定並びにその了解事項といふものは国会で審議をしなかつたのであります。これは、先ほどの御説明によりますと、この協定は四月の十四日に署名して即日効力を発生しておる。了解事項もさうであります。ところが、その前の四月の六日に、参議院の本会議、衆議院の本会議、双方で阿波丸事件に基づく日本國の請求権の放棄に関する決議といふものがあつて、その中にこの協定のおもな条項が全部一、二、三、四と入つておる。従つて、国会はこの協定について事前決議をもつて意思表示をしておるから、従つて、この協定は再び国会の審議を経なくても憲法の条章には違反しないといふ御解釈でございますか。

○小坂國務大臣 その通りでございます。

○松本(俊)委員 それは、私は、この憲法の規定を非常に狭く解する必要はないので、こつちう形式においてある種の協定を国会において事前に了解を

与えておくという事は、今後ともそういう方法は条約の交渉上便利な方法だと思ひますので、それは何らこの際問題にする必要はないと思ひます。ただ、問題は、この了解事項であります。この決議には、了解事項に関する事は、これは御説明を承りませんとわかりませんが、どうも入ってないようなんです。

そこで、まずこの了解事項について私はお尋ねしたのであります。この了解事項は、私自身としましていろいろの点において疑問を抱く点があるものであります。それは、まずなぜこの了解事項が必要かという事がよくわからないのであります。了解事項の内容は、皆さんもうすでに御承知の通り、「占領費並びに日本国の降伏のときから米政府によって日本国に供与された借款及び信用は、日本国が米政府に対して負っている有効な債務であり、これらの債務は、米政府の決定によつてのみ、これを減額し得るものであると了解される。」、これは私はきわめて当然なことが書いてあるのじゃないかという気がするのですが、当然なことをわざわざ同日米政府の代表者がマッカーサー元帥の証言のもとにこういう了解事項を作つたという理由が実は私はあまりはつきりのみ込めないものであります。私の解釈を申し上げて、間違つておるかどうかが、政府側の御意向を承りたいと思ふのであります。

て、——英語の方は「イン・アプリー シェーション・オブ」と書いてありますが、そういう援助があつたから、それを非常に多として、阿波丸の擧沈から受けた損害に対する米国の責任を解除するというわけですが、そういうことを書いてありますので、アメリカ側としては、もし第一条がこのまま、何にもちゃんとした了解をつけないと、あるいは阿波丸について日本に有する請求権を放棄したという事になると、それだけ米政府から受けた物資及び債務による援助というものをからそれが差し引かれるということに、アメリカの在日大使館の人から、本国の國務省から、あるいは軍関係の人から知りませんが、心配して、それじゃこういう了解事項をつけてどういふ心配のしないようにしておこうじゃないか、減額するときはあくまでアメリカ政府がやるのであって、この協定から減額は将来しないというふうにはつきりさせておこうじゃないかという議論が起きたのではないかと思ふ。非常に勤りまします。両院の決議があつた四月の六日にはこの了解事項はなかつたのじゃないか。これがいいよ、できの、その調印のときに、——これは私の邪推かもしれないのですが、最後の瞬間にこういう了解事項ができたのではないか。私の経験から申しますと、条約の交渉の最後の段階にこういうことが起きるということはいくつあることである。あるいはそうではないかもしれないが、それはなかなかに読まないといふふりに私は思ふのですが、その点はいかがでございますか。

○小坂國務大臣 ただいまのお話の中です、まず了解事項は決議そのものに含まれていないといふふうにお考えのようでございますが、私も全く同様に考えております。ただ、後段で述べたにすぎない、決議ができる時にはこの了解事項のごときものを予想してはなかつたではないかという点につきましては、実は、その決議の趣旨説明が行なわれ、衆議院で阿波丸さんから、参議院で佐藤さんが説明をなさいましたが、その中に、やはり、この請求権を放棄することと戦後の対日処理の問題が何らかの形で関連するのではないかとこの趣旨がなされておられるのであります。やはり、その決議案が出たときに、そういう了解事項に出たといふふうに、当時の趣旨説明からいたしますと、説めるわけでございます。従つて、さうなこともあつたせいでございまして、この阿波丸処理協定のみでは、阿波丸の請求権を放棄することとアメリカの対日援助の処理とが何らかの形で関連せしめられるという誤解を生むおそれがあるもので、アメリカの援助は無償ではなく、いずれ何らかの形で解決することを要するといふ意味で債務となる性質のものである、こういう了解がつけられたものと考えております。

なお、それでは、協定とこの了解は不可分のものかという問題があるかと思ひますが、これは不可分の一部をなすものではない、ただ念のため同時に言なつた、私はかようなふうに考えております。

○松本(俊)委員 今の外務大臣の御説明で一応わかりました。そういういたしますと、この了解事項といふものは、阿波丸の請求権処理のための協定と不可分一体ではない、——条約上、よく、議事録とか了解事項について、付属の覚書、議定書等に不可分一体といふことが書いてあります。それは書いてありませんが、不可分一体ではない、しかし、阿波丸の協定ができるという特殊の文書を了解事項として作つておこる、こういうことと心を得ております。

○小坂國務大臣 さうでございます。念のために特に了解事項を作つておこる、こういうことと心を得ております。

○松本(俊)委員 そこで、この了解事項の内容についてお尋ね申し上げたいのであります。

この了解事項の字句はよくできておるとは実は思つていないのであります。非常にあまい字句になつておるように思ふのであります。われわれ、外交官として、先般から、外交といふものは正確を期することが最大の任務である、外交上の正確さといふことはもう外交官の最も心得べきことだといふふうに教わつてきたのであります。この了解事項の内容は非常にわかりにくいのであります。しかしながら、この中の、「借款及び信用は、日本国が米政府に対して負っている有効な債務であり」とあるこの「借款及び信用」といふものにガリオア・エロアはやはり入つておるのでございますか。

○中川政府委員 松本先生の御指摘の通り、この了解事項に書いてあります字句は、占領費と、それから借款及び信用といふのであります。これの中にはたして何を含まないといふことは、これからはそのまま直接には何も出てこないわけでございますが、あのとき内閣総理大臣がこの国会に説明された際に、これの中に、先ほど大臣から申されましたような、棉花借款であるとか、あるいはガリオア・エロア等、こういうものが入つておると説明をしておられるのでございます。従つて、そのときの政府としては、これの中にいわゆるガリオア・エロアも含まれておるのだ、こういう考えでこの了解事項をアメリカとの間に作つた、こう考えられるのでございまして、その後政府は一貫してそういう態度をとつておるわけでございます。

○松本(俊)委員 それでは、この中にガリオア・エロアも含まれておる。そうすると、ガリオア・エロアをここに当てはめて説明すると、日本国に供与されたガリオア・エロア等は、日本国は米政府に対して負つておる有効な債務であり、こういうことになるのです。が、さうでございましょうか。

○中川政府委員 債務であり、それからいろいろなことが続くわけでございますが、債務であり、これこれし得るものであると了解されるということとございまして、債務であるものと了解するといふことを言つておるのでございます。従つて、いわゆる心得ると同じ意味である、こういうふうに考えます。

○松本(俊)委員 そうすると、「イット・イズ・ア・アンダーストゥッド」とありますが、このアンダーストゥッドというのは、債務を確認したことではなくて、両国の政府が債務と了解すること

に重きを置いて解釈なさるのが、政府の解釈ということでございますか。

○中川政府委員 その通りでございます。了解するということを確認しておるわけでございます。

○松本(俊)委員 そこで、了解事項は、政府のお答えになりましたように、債務を確認したものでないのであつて、債務と了解して、今後の措置は、やはり、ガリオア・エロアの解決の原則になつておる終戦の翌年の七月に出たスキヤッピンというものがこの準則になるわけでありませうか。そういうふうな了解して差しつかえございませんか。

○小坂国務大臣 さようでございませう。先ほど条約局長が申し上げましたように、いづれ解決を要するものである、こういう意味におきまして債務となる了解したのでありまして、法律的な債務を負担したということではございませんと思ひます。

○松本(俊)委員 そうしますと、スキヤッピンの方が優先すると申しますか、そういうことも含めてこの了解事項の中にそういう事態をリマインドする意味でこの了解事項ができてゐるもの、こういうふうな解釈して差しつかえありませんか。

○小坂国務大臣 スキヤッピンというものがそういう債務と了解するべきものの基礎を作つた、こういうこととございまして、お説のように、これをさらにリマインドする、こういう趣旨でこの協定ができてゐる、こういうことだと思ひます。

○松本(俊)委員 そこで、そういういたしますと、この了解事項で債務を認めただから憲法違反であるという議論、並び

に、減額するといふか、憲法違反であるという議論には政府は全然根拠がないという解釈でございますか。

○小坂国務大臣 さようでございまして、憲法違反論は、この問題に關しましては全く根拠がないと考えております。この了解事項の性質上、国会に報告するといふことは当然のことでありまして、さう考へております。

○松本(俊)委員 阿波丸の問題はそれで私は明瞭になりましたので、なおきようの御答弁の趣旨をもう一度よく思索してみまして、自分でもう少し研究してみたいと思つておりますけれども、その程度にいたします。

○松本(俊)委員 さて、その次に私が疑問を抱いておりますのは、今度の協定の第一条第一項、これはこの協定の根本の規定で、「日本国政府は、第六条に定義する戦後の経済援助の提供から生じ又はこれになんらかの関連があるすべての懸案となつてゐる問題の最終的処理として、合衆国政府に對し、ここに四億九千万合衆国ドルの額の債務を負うものとす。」この第一条の第一項によりまして、日本政府は米合衆国政府に對して四億九千万合衆国ドルの債務というものを初めて確認したことだろうと私は了解してゐるのですが、それに間違ひございませんか。

○小坂国務大臣 その通りでございます。

○松本(俊)委員 そこで、私は、第三条の第二項の規定と今の第一条第一項との関連について多少の疑問を持つておりますので、この点をばつきりさせていたしたいと思います。

第三条の第二項には、「日本国政府は、連合国最高司令官と大韓民国との

間の清算勘定で千九百五十年四月一日前に存したものの残高及び連合国最高司令官と琉球との間の清算勘定の残高に關し、今後はいかなる請求権をも合衆国政府に對し提起しないことに同意する。」この第二項に書いてあります清算勘定の残高、これは、外務省が本委員会にお出しになりました資料によりますと、この資料もこれはここへも配つたのでしよう。——確かに配付になつておりますから、それでは質問を続けます。それで、第三ページの例がこれに当たるものでございませう。

○小坂国務大臣 さようでございませう。

○松本(俊)委員 そうすると、第三条の二というものと一の関連におきまして、(四)から控除する項目」というので二つ、日韓清算勘定残高、日本、琉球清算勘定残高とあるので四千八百七十五万といふものが出ておるのです。これを控除されたのですが、そうすると、これを控除する前の日本の債務といふものがあると思ふのです。第三条の二項は、日本の債権を合衆国政府に對して提起しないことに同意しておるわけですから、従つて、日本の債権に充當した部分だけプラスしたものが確認される債務になるのではないかと、この疑問を持つてゐるのですが、その点はどういうふうな解釈しておられますか。

○中川政府委員 御指摘の御趣旨は、日本のいわば完全な債権である二つの項目、三条二項に書いてあります二つの項目を差引いたものであるから、その差引く前の、この数字で言へば五億四千三百萬ドル強といふものが確定

さるべき債務額ではないかという御質問であらうと思つてございませう。實質から言へばまさしくその通りでございます。二つのやり方が考えられたわけでございます。一つは、この五億四千三百萬ドルを一応債務として確定いたしました、それから反対債権をさらに差引くというやり方も考えられまして、これを一つの協定といふか、一つの方式にまとめました。

○松本(俊)委員 次に私が御質問したいのは、参考として本委員会に提出されております支払金の使途に關する交換公文といふものがあります。この支払金の使途に關する交換公文といふものは本協定と一体をなすものであります。

○中川政府委員 本協定に付屬するものでございませう。その意味で、一体と申せば一体と言ふことができるかと思ひますが、ごらんのように、これは参考として出してあるものでございまして、国会の御承認を得るといふ案件としてははなれておるわけでございます。

○松本(俊)委員 これを参考として出されたのは、これが内容的に純粹の条約的の効力を持つてなくて、政府間の一つの了解という趣旨でできた交換公文であるから、この条約とともに国会の審議に付せられなかつたのであります。それとも、何かほかに理由があるものでありますか。

○中川政府委員 ただいま松本先生の御指摘になつた通りの理由でございませう。

よろしうございませうか。

○中川政府委員 その通りでございます。

○松本(俊)委員 次に私が御質問したいのは、参考として本委員会に提出されております支払金の使途に關する交換公文といふものがあります。この支払金の使途に關する交換公文といふものは本協定と一体をなすものであります。

○中川政府委員 本協定に付屬するものでございませう。その意味で、一体と申せば一体と言ふことができるかと思ひますが、ごらんのように、これは参考として出してあるものでございまして、国会の御承認を得るといふ案件としてははなれておるわけでございます。

○松本(俊)委員 これを参考として出されたのは、これが内容的に純粹の条約的の効力を持つてなくて、政府間の一つの了解という趣旨でできた交換公文であるから、この条約とともに国会の審議に付せられなかつたのであります。それとも、何かほかに理由があるものでありますか。

○中川政府委員 ただいま松本先生の御指摘になつた通りの理由でございませう。

○松本(俊)委員 そうすると、内容について御質問いたしますが、この交換公文の第一項を見ますと、「合衆国政府は、適当な立法措置を経ることを条件として、前記の協定に基づき合衆国政府が受領する資金の大部分を、低開発諸国に對する経済援助に關する合衆国の計画を促進するために使用する意図を有する。」こうなつておるのであります。それと、合衆国政府

は、今度のガリオア・エロアの協定並びにこの交換公文によつては、受け取る金を必ずしもこの交換公文に掲げた目的に使えない場合があり得るわけでありませう。

○小坂國務大臣 適当な立法措置を経ることを条件として大部分を使うといふことでございませうから、御指摘のようない点もないわけではございませうと思ひます。ただ、具体的に適當なる立法措置といふのはどういふことかといふことでございませうが、これは、昨年の春米國議會において成立いたしました一九六一年對外援助法といふものによつて實質的に充足されておると考える次第でございませう。のみならず、また、將來の予算法等によつても實現されることがあり得ると考える次第でございませう。一九六一年の對外援助の原案におきましては、低開發地域に對する長期低利の借款をするといふことのために、五カ年間に八十八億ドルの開發借款基金を設定いたしました。その財源として、財務省借入金のほか、ガリオア・エロアの對外債権の毎年の返済金三億ドルを充てるという提案をいたしましたのでございませう。しかしながら、議會における審議の結果、この返済金を直接開發基金に繰り入れるという方法によらないで、また、財務省借り入れという形にもよらないで、――

兩方これは議會の承認されるところとなりませうでしたが、一般予算から對外債権の返済金を實質的に含めた額を支出するといふ權限が認められたわけではございませう。従つて、アメリカがガリオア返済金の大部分を低開發國に對する經濟援助に充てる趣旨の意圖は、一般予算に含めて支出するといふ意味

で實質的に充足されておるもの、かよりに考へております。

○松本(俊)委員 これは、そういう趣旨ならば、私も簡単に考えますと、交換公文でどういふことを規定するかわりに、本協定に合衆國政府の義務として書いた方がよかつたのじゃないかといふ議論が出ると思ひます。そういう議論をする人もありますが、そういう措置をおとりにならなかつたというより、なれなかつたのは、どういふ理由でございませうか。そういう点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○中川政府委員 もとより、この交換公文の内容を協定の中に入れるといふことも、日本としてもこれはむしろその方がよかつたとも言へるわけではございませうが、やはり、アメリカ政府といひましては、要するに、受け取る金をどう使うかといふことは、法律的に申せば、アメリカ政府のいわば勝手と申しますか、專管事項であるべきなわけではございませう。それを、特に日本側の要望をいれまして、低開發諸國に對する援助に大部分を使おうといふことを書くわけではございませうから、また、低開發國に使うといふことも、アメリカ力として言へば、これはアメリカの國會でいけば最終的に決定する權限があるわけではございませう。その事項を特に書くことになりませうと、やはり、アメリカ政府といひましては、ここに書いてありますような適當な立法措置を経ることが必要なことをどうしても条件としてつける必要があるわけではございませう。ただいま大臣が申されたように、昨年の對外援助法で實質的にその條件は満足されていると考へるわけでは

ございませうが、これも五年間の期間が認められていただけでございまして、六年目以降のことは、まだいけば白紙になつてゐるわけではございませう。六年目以降の協定に基づく支払いが行なわれませうが、この六年目から先のことについては、まだ実は國會からの授權もないわけではございまして、その意味から言つて、やはり、アメリカ政府としては、こういう條件付で政府の方針という格好でうたつておく以外に方法がなかつたわけではございまして、政府といひましては、これを了として、交換公文の形でこれを書くことに同意したわけではございませう。

○松本(俊)委員 まだほかにお尋ねしたいこともございませうけれども、時間の關係もありませうので、タイの特別円の方に移りたいと思ひます。

このタイの特別円の解決に關する日・タイ協定の規定にかゝる協定、これはこの前の昭和三十年の協定のうちの第二條、第四條を變へる協定でありませうが、この問題につきまして私が根本的に疑問を持つております点は、一体、三十年の協定、つまり旧協定に署名し、かつ、これをタイ側は國會で承認を経てないようですが、日本は國會で承認を経たのですが、その過程におきまして、この問題になつております第二條について、日本國とタイ國との政府と政府との間に完全な意見の一致があつたかどうかといふことについて疑問を持つております。それは、もしこの協定の字句を見れば非常に明々白々でありまして、これがいわゆる有價のものであるといふことについては、これはこの協定を読めばはっきりするのであります。しかしながら

ら、タイ側が、その後六年間にわたつて、あくまで無償でなければ自分の方には特別円の處理に同意できないといふ非常にかたくなな態度をとつたことは、何か初めに第二條がございませうときから双方に誤解があつたのではないかといふ疑問を抱くのは、これは當然のことではございませうから、私は、この点について、交渉の経過並びにその後の取り扱い方について政府におかれても相當確な説明をされておきませんと、今國民がこのタイの特別円について抱いております疑問は、率直に言つて、なぜこの第二條で有價のはずだったものが突如として無價になつたのか、その一点であります。その意味において今度の特別円の協定は、その背景をはつきりさせないと、國民の疑惑がなかなか解けないおそれがあると思ひます。

私は政府側の今までの御説明を聞いておりますし、また、この旧協定の調印者であるタイのワン・ワイ殿下を私は実は非常によく知つております。実は、日本が参戦しました大東亞戰爭の前年でありませうが、昭和十五年の暮れに、當時の松岡外務大臣がタイと仏印との間をあつせんしまして、タイと仏印との間の國境を改める条約をやりました。そうして、その条約の案文を作りますのに、當時ワン・ワイ殿下はタイの外務省の顧問でありまして、東京へ参りまして、それから、仏印側からゴーチエといふ當時の仏印總督府の總務局長が参りました。私は當時条約局長をいたしておりましたので、三人であの条約を作つたのであります。そのときの私の印象によりますと、ワン・ワイ殿下といふ人は、きわめて練達堪能

な外交官であり、かつ法律家であつて、いやしくも一字一句をおろそかにしない。私もフランスのゴーチエも、ワン・ワイ殿下には相當実は悩まされたわけではあります。皆さんも御承知の通り、二、三年前にはニューヨークの國連總會の議長を勤めた人です。そこで、私は、そういう人がこの交渉の衝に当たりながら、この特別円の元の協定、ワン・ワイが署名した協定の第二條について、私はタイ側に誤解があるわけはないと思ひます。

そこで、その誤解はあるはずがないのかかわらず、その履行を六年の長きにわたつてタイ側が滞つたといふことについては、何かそこに深い理由があるのではないかとこのことを考へるのは、私はきわめて常識的ではないかと思ひます。その点について外務當局ではどういふ見解を持っておられますか、お尋ねしたいと思ひます。

○中川政府委員 昭和三十年當時のいわゆる旧協定締結當時の経緯についてのお尋ねでございませうが、私からお答えさせていただきますが、松本先生がお述べになりました通り、先方の首席代表でありましたワン・ワイ外相は外交に最も練達の方でありまして、従つて、この協定の字句の解釈について誤解があつたとはわれわれも考へていないのでございませう。しかしながら、タイ側の國民感情をいたしまして、戰爭中の日本に對する債権を返済してもらふのに、結局そのうちの半分以上のものは今度はタイ側がかへつていつかは日本に返さなければならぬような仕組みになつたといふことについては、ど

うしてもタイの国民感情上納得できない、あるいはがまんができないというところが、やはりタイ側の態度があいまいになり、また一番根本原因であるように感じます。その点につきましても、御承知のように、タイ側も最近に至りまして、はつきり、条約解釈については日本側の言う通りであるというところを、従って、締結当時誤解があり、あるいは何かそのような誤解を与えるような理由があったかという点につきましては、何らそういう事実はなかった、かように考える次第でございます。

○松本(俊)委員 そうしますと、つまり、交渉者であったワン・ワイ殿下が、――私は、この人は非常に尊敬する人でありまして、決して彼を非難するつもりはございませんが、ワン・ワイ殿下がタイの国民感情というものを誤ったのでありまじょうか。そういうふうな誤解する以外ないようには思いますが、それとも何かほかの理由があったのかという点がまた疑問になるのであります。

○中川政府委員 これは、日本が交渉いたしました相手の国、しかも日本として非常に友好的関係にある国の内部事情でございますので、日本政府当局として、どういふふうなその事情を判断しているかというところは、これは申し上げにくいところでございます。事実は大體私の申しましたようなことであるかと推定しておるわけであり

○松本(俊)委員 その点は、幾ら議論してみても、結局はタイ側は内部のいろいろな政治上のいきさつもあつたか

と思うのであります。しかしながら、さらに国民が疑問に思つておる点は、向こうは無償だということ、主張する、しかし、日本側としては、協定の第二条というものは厳然として存在している以上、そう軽々にタイ側の主張に耳を傾けるわけにもいかないというので六年間たつたのであります。その六年間にそれではこの特別円の三十年の協定の第二条を動かすために外務当局としてはどういふ手を打たれたのであるかという点でございます。それを少し聞かせていただきますと、今日までのつながりがわかつておると思

○小坂國務大臣 お話のような経緯でございます。わが方といたしまして、この六年間何とかこの協定を動かしたいというところを考へて努力いたしましたのでございます。あくまで、この第二条の協定の趣旨は、あとでこの金は返してやらう、こういう趣旨でございます。それから、九十六億圓を長期低利でタイに投資または融資して、タイで行なつた事業のあがる利益から年々元本利子を償還していく案、あるいは、九十六億圓を同じく長期低利でタイに融資して、タイの国内金利との利ざやなど、いろいろ提案いたしました。が、いずれもタイ側の納得するところにならなかつたわけでございます。

さらに具体的に詳しく申し上げますと、昭和三十一年の六月、わが方から、日・タイ合弁会社に日本側が九十億圓の現物出資をいたしまして、その六億圓の現物出資をいたしまして、日本出資株を買取るという案を提案いたしました。これは拒否をされまし

た。昭和三十一年の二月に、わが方から、日本側のタイ製油所の建設のためにタイ国開発公債を担保として九十六億圓をタイ政府に融資するという案を提案いたしました。これは三十三年五月にタイ側から拒絶をされて参りました。それから、三十五年の六月に、わが方から、日本側がタイ側に九十六億圓の円借款を行ないまして、これを元利均等償還で返還せしめる案を提案いたしました。これもまた拒否を受け

○松本(俊)委員 そこで、お伺いしたいのは、タイ側は、日本の歴代の外務大臣、大使がいろいろな苦勞を繰り返しておつた。そこで、そういう事態から、何かタイにおける日本人の経済活動あるいは文化的活動について、この事件が片づかないために不便が生じた、あるいはタイ側の感情がどうもおもしろくないというふうなことがあつたかどうかと想像されますが、その具体的な事例がありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 タイは、御承知のように、非常に長く日本との間に友好関係のある国でございます。先方に現在千人の邦人がおるわけでございます。貿易額も現在では一億一千万ドルの輸出がこちらにございまして、タイの方から米を買つておられます。この外米が内地の食糧事情の關係でその買えないというところになりまして、六、七千万ドルの当方の出超になつております。關係もございまして、どうも事ごとくに邦人の活動がうまくいかない。千人おります日本人がもつと十分に経済活動を行ないますためには、何とか

一つタイ特別円を解決してもらいたいという希望は非常に強かつたわけでございます。そういうような具体的事情は申し上げることもこの席では少しいがかと思ひますが、全般的に申し上げますと、さういふ邦人の活動が非常に制限せられてつあり、もしこれがさらに延引いたしまするにおいては、非常に厄介な事情もあるいは考えられるかもしれないというふうな状況でありましたことは御承知の通りでございます。

○松本(俊)委員 そこで、今度の協定を調印になりました以来、この間の外務大臣の言葉をかりて申しますと、タイ側は非常に欣喜奮躍しておるといふお話であります。私は、今後タイと日本との間のいろいろな懸案がありとすれば、そういうことも日本に有利に解決することを期待せざるを得ないのであります。もしそういうことがなければ、わざわざ古い協定を日本の不利に改めていくこともないというふうな、これは非常に低いと言へば低い考えかも知れませんが、そういう感じを抱くのは当然でありますから、その点について外務当局としては十二分の成算がございまして、念のため承つておきます。

○小坂國務大臣 私も御質問の趣旨はごもつとも考えます。タイ側でも、すべて日本との間の協力關係を中心に今後のタイの発展を考えようというふうな非常に力を入れております。それで、現に租税協定の交渉を始めておるのでございますが、今後、タイの国内における鉱物資源の開発、あるいは邦人の活動によりまして合弁企業の推進とか、そういうふうなものについては著

しく展開を見るものと考へて、そうなるように政府としても極力努力をしなければならぬ、かように思つております。

○松本(俊)委員 最後にもう一点お伺いしておきたいと思ひます。これは私の隣にすわつておられる森島委員が本會議でも聞かれたと思ひますが、今度の協定でも聞かれたと思ひますが、これは實際外交上なかなか前例のないことであります。この間小坂外務大臣は本會議でドイツの賠償のドーズ案、ヤング案を引かれましたが、あれは千三百二十億マルクのドイツの負担を徐々に身輕にしてやつたのであります。今度のは、実を言いますと、日本の負担を増しておるのであります。前例としてはあまり適當ではないと思ひます。それと、そういう前例のあるなしよりも、今度の協定が前例になつて、これが連鎖反応といひますか、――日本に對してまだこの種の請求權を持つてゐる国があります。韓国は申すまでもなく、ビルマも賠償の交渉中でありまして、まだほかにもある。クレームというものは國際法上の化けものである。非常に厄介な問題で、クレームをどういふふうな解決するかというところはなかなかむずかしい問題であります。これは日韓交渉が主としてこの請求權の問題にしろれたというふうな格好になつておることから見ても明らかであります。そこで、今度のような協定をやつて、日本は甘んじ、何でもどんどんクレームをつけて持つてもらおうじやないかというふうな氣風が起きたら困ると思ひます。そういうことのないように私は希望してお

るのでありますが、この点について外務大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 御質問のように、インドネシアあるいはフィリピン、ビルマ等の賠償協定には経済協力に関する取りきめがございますし、クレームというものはほんとうにいろいろな点から芽を吹いてくる、これはお説の通りと思ひますが、これらの取りきめの現在やっておりますものの解釈については、これは争点はございません。タイの場合とは全く前提を異にしております。戦争中に日本に貸したと思つたものが、協定を結んでみると借金になり、赤子の手をねじるようにわれわれの立場に対して日本がのしかかってくる、これは何とか頼むというような例は他にないと考えておりますし、また、そのようなことがございまして、政府といましては絶対にそれに応ずるわけにいかない、こう考えておる次第でございます。

○松本(俊)委員 なおこまかい点について伺いたいこともございますが、くれぐれも外務当局にお願いしたいのは、この種の金を払う協定は国民にとってあまり愉快な協定ではないのでありまして、この内容が非常に明確であり、そしてやむを得ない、しかもその相手国との間の親善関係がこれで非常に増すのだという実証を外務省としてもなるべく一般に周知させることが肝要ではないかと思ひます。私から申し上げるのははなはだおこがましいのでありますが、そういうことを申し上げて、私の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○森下委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

昭和三十七年二月二十六日印刷

昭和三十七年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局